

国民健康保険、後期高齢者医療制度ご加入中の皆様へ 交通事故などの被害に遭われた際のお願い

交通事故に限らず、他者から受けた傷害の治療費は傷害を負わせた加害者が負担するのが原則のため、健康保険を使用して治療を受けた時の医療費は、後日被害者に代わって健康保険から加害者へ請求を行います。

次のようなことが原因でけがを負った時は、国民健康保険または後期高齢者医療制度の担当窓口への届出が必要な場合があります。

- ・車を運転中に相手方のいる交通事故に遭った時（自身に過失があった場合も含む）
や他者が運転する車の同乗中に交通事故に遭った時
- ・他者に暴力などを振るわれた時（けんかなど）
- ・その他、他者が原因でけがを負った時（飲食店での食中毒やスキー中に衝突されたなど）

医療機関から届くデータに骨折や打撲などけがの病名がある方に、原因についてお尋ねしていただきます。また、けがの原因から届出が必要と判断される場合は、届出をお願いすることがあります。

国民健康保険および後期高齢者医療制度の正しい運営や医療費の適正化のため、大変お手数をおかけしますがご協力をお願いします。

問合せ 健康福祉課国保グループ ☎②97072

ペット飼育用住宅の入居者募集について

平成30年北海道胆振東部地震発生時に町内に住所を有しており、現在ペットを飼育している方を対象にペット飼育用住宅の入居者を募集します。

入居要件 平成30年北海道胆振東部地震の被災者のうち、下記の要件をすべて満たす方が対象になります。

- ①町内に住所を有する方
- ②ペット（犬、猫に限る）を飼育し、住宅に困窮している方
- ③市町村民税などを滞納していない方
- ④入居する予定の方が暴力団員でないこと

必要なもの 入居申込書および同意書、世帯全員の住民票、世帯全員が市町村民税を滞納していないことの証明書の写し

募集戸数 早来ときわペット飼育用住宅 1戸（3LDK）
所在地：早来大町173番地27 1階102号室（スナックパートⅡ横）

月額家賃 14,600円（共益費300円含む）

募集期間 随時（入居の募集については先着順となります）

受付場所 建設課施設グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

問合せ 建設課施設グループ ☎②2516